

令和7年度 第2回 成田市地域公共交通活性化協議会及び
令和7年度 第1回 成田市地域公共交通会議(書面開催)説明資料

◆議 題

(1) 成田市地域公共交通会議設置要綱案(活性化協議会設置要綱改正案)等について

<関連資料>

資料2-1 成田市地域公共交通会議設置要綱案(活性化協議会設置要綱改正案)

資料2-2 設置要綱新旧対照表

資料2-3 新 成田市地域公共交通会議 委員案

資料3-1 成田市地域公共交通会議傍聴要綱案(活性化協議会傍聴要綱改正案)

資料3-2 傍聴要綱新旧対照表

「成田市 地域公共交通活性化協議会」及び「成田市 地域公共交通会議」の構成メンバーの負担軽減、効率的な会議の運営を目的として、両会議体を統合するため、現行の「成田市 地域公共交通活性化協議会設置要綱」を改正し、「成田市 地域公共交通会議設置要綱」に改める。

■主な改正内容

1. 会議名称の変更（統合後の名称は「成田市 地域公共交通会議」とする）
2. 道路運送法に基づく目的や協議事項の追加（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」と「道路運送法」の二法に基づいた会議体とする）
3. 委員の集約・整理（新たな委員の追加など）
4. 分科会設置について、従前の交通事業分科会に加えて運賃協議分科会を追加
5. 現行の成田市地域公共交通会議設置要綱(平成23年6月20日施行)の廃止
6. 傍聴要綱は、会議名称の変更及び傍聴定員等を見直し

※引き続き、改正後の成田市 地域公共交通会議設置要綱第7条第6項「交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。」の規定により、議題の内容に応じて、委員ではない地域住民や交通事業者などの関係者が会議に出席し、意見を表明することは可能としている。

今後の両協議体統合に向けたスケジュールは、次のとおり

6月23日 決議書提出〆切	令和7年度 第2回 成田市地域公共交通活性化協議会及び令和7年度 第1回 成田市地域公共交通会議（書面開催）	【議題】 ● 成田市地域公共交通会議設置要綱案（活性化協議会設置要綱改正案）等について ● 令和8年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について
6月下旬（予定）	書面開催結果通知、新 成田市地域公共交通会議委員選出依頼（書面）	
7月1日～	新 成田市地域公共交通会議へ移行	
7月下旬～ 8月上旬（予定）	新 成田市地域公共交通会議開催（対面）	【議題】 調整中 ● 会長、副会長の選出など

(2) 令和8年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について

<関連資料>

資料4 令和8年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

国の地域公共交通確保維持事業における「地域間幹線系統補助」を受けるにあたり、国による地域公共交通計画の認定が毎年度必要となっており、自治体は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等（本市の場合は、現 成田市地域公共交通活性化協議会。以下「法定協議会」という。）の承認を受けたのち、毎年6月末までに国へ申請を行う流れとなっている。

このことから、資料4 令和8年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）の内容について、承認を求める。

■地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の概要

- 国土交通省では地域公共交通の維持を目的として、「地域公共交通確保維持事業」に基づく支援を行っており、乗合バスの運行が複数市町村にまたがり、かつ経常赤字が見込まれるなど一定の要件を満たすバス路線については、運行経費の赤字分を一部補填する補助金を受けることが可能となっている。
- 本市では現在、成田駅から八日市場駅の間を運行する、ジェイアールバス関東株式会社の「多古本線」と、成田駅から佐原駅の間を運行する、京成バス千葉イースト株式会社の「成田

佐原線の2路線が補助を活用している。

- 当該補助を受けるためには、「地域公共交通計画」を策定（本市では令和3年12月策定、令和6年7月一部改訂）し、そのうち地域公共交通確保維持事業に係る計画である、「地域公共交通計画 別紙」について、法定協議会で承認を得る必要がある。
- 承認後は、6 月末までに法定協議会として国へ地域公共交通計画の認定申請を行う。その後、運行事業者が11月頃に補助金の交付申請を行い、翌年3月頃に補助を受領することとなる。